

全教委連第21号
令和8年4月20日

文部科学省初等中等教育局長 殿

全国都道府県教育委員会連合会
会長 坂本雅彦

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」
改訂案に対する書面での意見提出について

国は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）（以下、「法」という。）に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を定めている。

また、法附則第7条第3項において、法施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施について規定されているところである。

こうしたことを踏まえ、国は、本基本指針の改訂について検討を進めており、この度、基本指針（改訂案）のパブリックコメントの実施を公表した。

については、全国都道府県教育委員会連合会として別紙のとおり意見を提出する。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」改訂案に関する書面での意見提出について

項番	該当ページ	該当する項目名	意見
1	指針 P1~2	はじめに	<p>「教育職員等を任命し、又は雇用する者(以下「任命権者等」という。)の一部において、法で定められた義務を履行できていなかったことが確認されている。」という文言があるが、法で定められた義務の不履行が何を示しているかが分かるよう、以下のとおり具体を追記する必要があるのではないか。</p> <p>【以下、修正案】 「…の一部において、法で定められた、<u>データベースの活用を怠るなど</u>、義務を履行できていなかったことが……」</p>
2	指針 P27	免許状の有効性の確認	<p>文部科学省の通知によると、官報情報検索ツールは、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第2条第1項に規定する「教育職員」を採用する場合に使用するものとされており、「教育職員以外の者(学習支援員等)」を採用する場合、同ツールを使用することができない。</p> <p>そのため、児童生徒等と接する業務に従事する「教育職員以外の者(学習支援員等)」について、官報情報検索ツールが「活用できる(義務化ではない)」ように整理していただきたい。</p>
3	指針 P31	「再授与が適当と認められる具体的な対象ケース」の明示(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議(令和3年5月27日 参議院文教科学委員会)への対応)	<p>本法律の附帯決議には、国は、審査に関して全国で統一的な運用が図られるよう、指針の作成等による支援を行うこととされているが、現時点では、「再授与が適当と認められる具体的な対象ケース」が明示されていない。</p> <p>このため、全国で統一的な運用が確保されるよう、再授与が適当と認められる事例について例示していただきたい。</p>
4	指針 P33	再授与申請を行った履歴の記録	<p>他団体が授与した免許状の原簿情報は、教員免許管理システム上一部しか確認できないため、再授与申請を行った履歴は、教育職員免許法施行規則第74条第2項に規定する原簿に加えて、教員免許管理システムにおいて管理する「保有者情報」にも記載する必要がある旨を、可能であれば追記していただきたい。</p>